

デジタル改革関連法の 法的問題点と規制の必要性

デジタル監視社会に反対する
法律家ネットワーク 弁護士

おおすみ こうた
大住 広太

1 政府の進めるデジタル化

近年、諸外国に比して遅れていると言われる日本でも、政府主導でデジタル化が急激に進められている。2019年にはデジタルファースト法で行政手続のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、2020年のスーパーシティ法では、特区指定地域においてAI等を活用し、住民の情報を集約して活用するための規制緩和を可能とした。経済財政運営と改革の基本方針2022（いわゆる「骨太方針2022」）では、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動問題などの環境変化や、人口減少などの構造的課題等を挙げ、これに立ち向かう方策の一つに「新しい資本主義」を掲げる。この「新しい資本主義」の重点投資分野には、「科学技術・イノベーションへの投資」（AIへの投資など）、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」（テクノロジーマップの整備・実装、マイナンバーカードの普及）が設定されている。

政府は、これまでの情報社会（Society4.0）から、あらゆる個人情報をビッグデータとして集積し、AIを用いてこれを分析、活用することで社

会により良いサービスを提供する Society5.0の実現を図っている。内閣府 HP では、Society5.0の社会は、「少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます」、「閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります」と、まるで夢のような社会として描かれている。

しかし、デジタル社会は、現代日本が抱える課題を解決してくれる夢の社会などではなく、わずかな利便性の対価として、我々のプライバシーが犠牲となる危険性がある社会であり、デジタル化を進めるにあたっては、プライバシー保護制度の充実が不可欠である。

それにもかかわらず、2021年5月12日に成立したデジタル改革関連6法（デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律）は、個人情報保護の強化どころか、個人情報保護よりデータの利活用や経済的な利益を優先し、デジタル化によって国民を監視するこ

とを可能とするものである（そのため、デジタル監視社会に反対する法律家ネットワークでは「デジタル監視法」と呼称している）。

2 デジタル改革関連法（デジタル監視法）の概要と問題点

(1) 不十分な法案審議

デジタル監視法は、個人情報の保護よりもデータ利活用に重きを置き、これまでの個人情報保護制度を大きく変容させるものである。しかし、その審議期間は2ヵ月（2021年2月9日閣議決定、3月9日国会提出、5月12日成立）、審議時間は衆参合わせて60時間に満たない、という状態で成立した。

成立した法案には付帯決議が付されており、デジタル化推進によって国民監視のための情報収集の手段として用いられることがないようにすること、デジタル庁について官民癒着を招かないよう配慮すること、様々な自己情報コントロール権保障に向けた措置を講じること等が定められている。逆に言えば、デジタル監視法にはこれらの危険性があるということであり、その運用には十分注意する必要がある。

(2) デジタル監視法の問題点

デジタル社会形成基本法は、その目的として、「デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資する」ことを挙げる（同法1条）。「国際競争力の強化」が「国民の利便性の向上」よりも前に置かれていることが、これらの法律の真意を表していると考えられる。すなわち、同法は個人情報の保護にも言及しているものの（同法10条）、情報の利活用をいか

に進めるか、がその主題であると考えられる。

2021年9月に創設されたデジタル庁は、デジタル化について広範な業務を担い、非常に強い権限が付与されている。具体的には、デジタル庁のトップは内閣総理大臣とされており、他の省庁に対する勧告権や予算の配分権等を有している。省庁横断的にデジタル化を進める役割が与えられているのである。政府は否定しているものの、かかる権限の下、地方公共団体のデジタル化やマイナンバーカードへの様々な個人情報の紐づけ等により、多くの個人情報を事実上デジタル庁が一元管理できるようになる危険性は排除しきれない。

また、そのようなデジタル庁の職員は、全体約730人のうち民間出身者が250人（常勤は30人）であり、ほとんどが民間企業に籍を置きながら、副業として、デジタル庁の非常勤国家公務員として働いている。上記の通り、デジタル庁は行政のデジタル化について強大な権限を有していることから、国や地方自治体の政策運営に大きく関わる。そのような組織で、民間企業に所属する人々が業務を行うのであるから、当然、癒着・不正が懸念される。マイナンバー関連の業務を行い、地方自治体情報システムの標準化の事務を行うこととされている地方公共団体情報システム機構（J-LIS）では、J-LISへ社員を出向させている企業に対して、1000億円を超えるマイナンバー事業を発注していたことが明らかとなっているし、内閣官房IT総合戦略室はオリパラアプリの開発に際し、他社の見積を漏らすなど不正がなされている。デジタル庁発足時のデジタル大臣であった平井卓也氏は、政府から数多くのデジタル事業を受注するNTTから接遇を受けたものの、会食から半年後に「割り勘」をしたため問題がないと言い張った。かかる癒着・不正が強大な権限を持つデジタル庁で行われれば、その影響は計り知れない。

かかる癒着は政府だけに限られない。デジタル人材の不足が叫ばれている日本においては、地方

公共団体におけるデジタル人材を確保することは困難であり、民間登用も広く進められている。自治体の意思決定にかかわる主要ポストに民間企業出身者が配置される例も散見され、ここでも癒着の温床となったり、ベンダーロックイン（特定の業者のシステムや技術に依存すること。他の業者との競争が働かず、コスト増大等を招くおそれがある。）の危険性がある。

さらに、整備法による従前の個人情報保護関連3法の統一と、地方公共団体の個人情報保護条例への制限も重大であり、下記の3点から個人情報保護の在り方は後退したと言わざるを得ない。

1点目として、行政機関個人情報保護法では、個人情報の定義として「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む」とされていたのに対し、改正個人情報保護法においては、従前の個人情報保護法と同じく「他の情報と『容易に』照合することができ」という容易性の要件が入っていることが挙げられる。すなわち、他の情報と照合すれば個人が特定できる情報でも、それが「容易」でなければ「個人情報」にすら該当せず、法律上の保護が及ばないおそれがある。

2点目として、個人情報の目的外利用、第三者提供が緩やかに認められるおそれがある。改正個人情報保護法は、個人情報の利用及び提供の制限に関する行政機関個人情報保護法第8条の規定をそのまま引き継いでいる。すなわち、行政機関は、所掌事務に必要であり、利用することに「相当の理由」がある場合には、収集した目的以外でも個人情報を利用したり他の行政機関などに提供したりすることができる。「相当の理由」という制限だけでは、同規定が濫用されることが懸念される。特に、情報管理システムが共通化され、情報流通が容易となった社会においては、その危険性は極めて高いといえる。これに加え、高度化するAIのプロファイリングにより、収集された個

人情報から他の個人情報を探し、それらの個人情報情報が情報主体の与り知らないところで悪用されるおそれがある。

3点目として、行政機関の個人情報の取り扱いを監督する機関の権限が薄弱である。改正個人情報保護法によって、行政機関に対しても個人情報保護委員会が監督権限を有することになったものの、行政機関に対しては立入り調査権限などもなく、指導、助言、勧告の権限にとどまり、不正に収集された個人情報の削除命令などの権限もない。捜査機関は、刑法197条2項に基づく捜査照会等を活用し膨大な個人情報を収集しており（しかも、通常行政機関は個人情報ファイル簿を作成し、いかなる個人情報を収集しているかを公表しなければならないが、犯罪捜査に関するものは個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外とされているため、いかなる個人情報が収集されているのかも定かではない）、それらの個人情報が不正に利用されたことが判明した事件も明らかとなっているが、これに対しても十分な監督が及ばない恐れが強い。

2001年の個人情報保護法制定時には、社会的身分や信条、病歴などのセンシティブ情報の保護について個別法によって保護することを早急に検討する旨の付帯決議がなされているし、最高裁判決でもGPS捜査について強制処分に該当し、立法による対応が望ましいことが言及された。しかし、デジタル監視法制定にあたって改善された様子は見受けられない。インターネットとスマートフォンの普及によって、個人情報のデジタル化が急激に進展し、その重要性が高まる現代の社会に即した個人情報保護制度を制定する必要がある。

その他にも、強行的に進められる地方公共団体の個人情報保護条例の統一、標準化システム使用の強制も問題である。元々、日本においては個人情報保護の法整備が遅れており、地方公共団体が国に先んじて個人情報保護条例によって個人情報

保護制度を構築してきた。しかし、(政府の説明によれば) 改正法によって地方自治体は改正個人情報保護法を超える保護制度の構築はできないとされている。自治体が保有する個人情報をどのように扱うかは、自治事務に含まれると考えられ、強制的に個人情報保護制度に統一することには憲法上問題がある。さらに、個人情報管理システムも標準化システムの利用が強制される。地方自治体は、社会保障分野などにおいてそれぞれ独自の取り組みを行っており、その取り組みを可能とするシステムの構築が不可欠であるが、標準化システムはカスタマイズが原則として認められておらず、施策によっては標準化システムの下では実施できない可能性がある。実際に、複数の自治体で個人情報管理システムを共同化しており、システム上対応困難との理由から議会で提案された施策が拒否された事例もある。個人情報管理システムによって自治体の施策が抑制されることは本末転倒であり、地方自治の本旨に反するものといえる。

3 マイナンバーカード取得の推進

デジタル庁は、近時は特にマイナンバーカード取得に力を入れており、カード取得時のポイント付与キャンペーンを繰り返し、著名人を複数起用した宣伝広告や、人気漫画・アニメとコラボした宣伝広告を行う等、莫大な宣伝広告費をかけている(マイナポイント事業の予算は、第1弾が約3000億円、第二弾が1兆8170億円に上る。)。このような利益誘導のみならず、河野太郎こうの たろうデジタル相は、現行保険証を2024年秋に廃止しマイナンバーカードと一体化する方針を明らかにし、2023年4月からは従来の保険証での診察には医療費が加算されるとしている。また、マイナンバーカードの普及率に応じて地方交付税に差をつける方針も明

らかにするなど、自治体にも圧力をかけている。

以上のように、マイナンバーカード保険証取得は義務ではないとしながら、実質的には取得を強制している。このように強力に普及を進めた結果、交付率は60%を超えるに至っている(2023年1月末時点)が、目標値(2022年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指す)とされている)には程遠い。

ここまで多額の税金を投じ、事実上取得の強制までしているにもかかわらず、目標通りに交付枚数が伸びないのは、政府に対する不信感の表れであると考えられる。すなわち、政府は個人情報の一元管理はしない、と繰り返し述べているものの、上記のような強権的かつ個人情報保護への配慮を欠いたデジタル化の推進や、これまでの政府による不祥事等から、自身の個人情報を政府に預けることに不安を感じている人々が一定数いるものと推察される。

マイナンバーカードと保険証の一体化は、様々な問題をはらんでいる。保険証として携行することにより、紛失しマイナンバーが漏出するリスクが高まるし、オンライン資格確認システムに不調を来せば、受給資格の確認ができなくなることも考えられる。また、マイナンバーカードに医療情報が集約されることで、健康の自己責任化(統合された医療情報を基に健康維持・改善を要求され、これに応じなければ負担増を求める等)が進められるおそれがある。

上記のように莫大な税金をかけてマイナンバー保険証の普及を迫る政府の目的は、マイナンバーカードの普及による個人情報の収集とその活用に加え、医療費の削減もあると考えられる。医療費の削減は、収集した情報に基づく自己責任論の強化と強制等により実現されうるし、データ利活用についても、現状では、任意性を前面に押し出し、情報の一元化はしないとしているものの、普及率が100%近くになった後に、カード取得の義

務化及び情報の一元化に踏み切ることも十分考えられる。このような国民監視・管理の社会の実現を許してはならない。

4 転職時の労働者情報の提供

従前は、業者等が取得した特定個人情報（マイナンバーを内容に含む個人情報）を第三者に提供することは厳しく制限されており、原則として本人の同意があっても許されなかったが、デジタル監視法によるマイナンバー法の改正により、労働者の同意があれば転職時に使用者間で特定個人情報を含む情報のやり取りが可能となった。

しかし、転職時においては、「労働者の同意」を要件としていたとしても、拒否すれば採否に影響を与えるとの懸念を生じさせ、同意は形骸化してしまうおそれがある。

そもそも、今回の法改正以前から、（特定個人情報ではない）個人情報については、本人の同意さえあれば第三者提供が認められていたものであるが、同様にその「同意」が真に本人の意思に基づくものであるかが問題となるし、本人の意思に基づく同意があったとしても、個人情報の移転を認めるべきではない場面もあり得る。近時では、様々な場面において、個人情報の取り扱いについての同意が求められており、それらを全て確認することは現実的には困難であるし、同意をしなければ当該サービスを利用できないことになるため、半強制的に同意せざるを得ない、すなわち、個人情報の第三者提供を許容せざるを得ない状況となっている。

このような社会情勢の変化も踏まえ、個人情報に関する「同意」についても、そのあり方を再検討する必要がある。

5 求められる個人情報保護制度

プライバシー権は、日本国憲法第13条に基づき保証されていると解されているが、情報技術の急速な発展により、その権利の内容もより高度化・複雑化している。

データとして個人情報が提供されることで、その共有も容易となり漏洩の危険性も増し、一度インターネット上に情報が漏洩してしまうと、回収すること（完全に消去すること）はほぼ不可能で、その被害は甚大なものとなりかねない。また、AIによるプロファイリングで、わずかな情報から様々な情報を統合したり、公開していない個人情報を推測したりすることも可能となる。例えば、SNSでの発言をもとに、IQや外向性、精神疾患の有無などもAIによって推測することができるとの研究結果がある。

このようなAIによるプロファイリングを利用し、個々人に最適化した広告を表示したり、特定の政治思想などへの誘導が行われることもある。実際に、アメリカ大統領選挙において、SNS上のデータを基にフェイクニュースを表示させるなどの手段を用いて、投票行動が操作された可能性が指摘されている（ケンブリッジ・アナリティカ事件）。

政府のみに限らず、近時ではGAFAM(Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoft)をはじめとするプラットフォーム企業の成長が著しく、大量の個人情報を有するようになってきている。これらのプラットフォーム企業による個人情報の利活用にも十分注意しなければならない。

このような個人情報、ひいては民主主義の危機に際し、諸外国では自己情報コントロール権を明確に保障する等、対策が講じられている。EUでは、GDPR（一般データ保護規則）において、個

人データの取り扱いに関する権利を基本的な権利の一つであると位置づけ、情報主体によるアクセス権（15条）、訂正の権利（16条）、消去の権利（17条）、取り扱いの制限の権利（18条）、異議を述べる権利（21条）等の具体的な権利を定め、個人情報の保護を図り、自動化による決定の対象とされない権利（22条）等、AIによる不利益から保護されることをも権利として位置付けている。また、2022年1月に欧州委員会が公表した「デジタルの権利及び原則に関する欧州宣言」でも、「何人も、オンラインにおいて自らの個人データを保護される権利をもつ。この権利は、当該データがどのように利用され、誰と共有されるかに関するコントロールを含む」として、個人情報についての権利が明確に保障されている。

他方、日本では、法律上、個人情報保護はデータ主体の権利としては明確に位置づけられておらず、個人情報保護等の整備は極めて不十分である。

政府による不適切な個人情報の収集・利用を阻

止するためには、強力な権限を有する監督機関が不可欠だが、改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会を監督機関として位置づけ、民間企業に限らず行政機関もその監督対象としたものの、その権限や組織の強化はほとんどなされていない。デジタル改革関連法は、このように個人情報保護が極めて不十分な現状への手当てをすることなく、データの利活用などを目的に、デジタル化を進めようとする点で大きな問題がある。

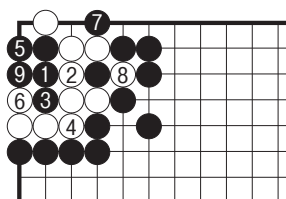
個人情報保護が不十分なまま、あらゆる個人情報がデータ化され、集約されることになれば、常に監視の危険性に晒されることになり、人々の行動は抑制的になる。その結果、民主主義制度の前提である自由な意見表明が抑制され、民主主義自体が後退することになる。社会におけるデジタル化は、我々の生活を便利にしてくれるものである一方、私たちのプライバシーが犠牲とされる危険性を十分に認識し、不十分な個人情報保護制度を改善することが求められる。

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

解答 黒先、白死。

解説 黒1から3、5が好手。
白6、8には黒9まで中手で解決です。黒3で単に5は白3でコウになり失敗です。



詰将棋の解答と解説

解答 黒1二飛成△同角黒3三角△2一玉黒2二角成△同玉黒3三銀打△3一玉黒2二銀打まで九手詰。

解説 初手黒1二銀は取らずに△2二玉とされますと黒3三銀打も△1二玉で詰まなくなります。正解は軽く成り捨てる黒1二飛成です。そして△同角に黒3三角と打ち△2一玉に再び成り捨てる黒2二角成がとどめで△同玉に二枚の銀を並べて詰み上がりとなります。